

海老名市住宅リフォーム助成制度について

市では、地域経済の活性化や市内施工業者の育成、市民の住環境の向上を図るため、市民が市内施行業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に限り、平成 23～25 年度の 3 年間、経費の一部を助成する住宅リフォーム助成事業を実施します。

◎ 助成の内容

- ・ 10 万円以上の助成対象工事費(消費税は除く)の 1/2 の金額
- ・ 助成金の上限は 12 万円。

◎ 助成条件

- ・ 市内に所有し、所有者自ら居住している住宅
- ・ マンションなどの集合住宅は、個人専有部分のみ対象
- ・ 施工は市内業者とする。
- ・ 市が実施する他の助成制度との併用がないこと。
- ・ 1 棟につき 1 回限り。

◎ 助成対象者

- ・ 本市に 1 年以上居住している方
- ・ 市税等を滞納していない方

◎ 助成予定件数

平成 23 年度 100 件

◎この件に関する問い合わせ先

海老名市 まちづくり部 都市整備課 電話 046・235・9606